

- 【役 割】
- ・地下水の保全及び利用について調査審議する。
 - ・市長の諮問に応じ、地下水の合理的利用に関する事項等について調査審議し、又は、市長に対し積極的に意見具申を行う。（地下水対策審議会設置条例第2条）
 - ・抑制地域及び揚水施設の吐出口の断面積の決定又は変更する場合に意見をする。
（地下水保全条例第14条）
 - ・市水循環基本計画の推進に当たり、各主体が更なる水循環の健全化に向けた活動に取り組む。（大野市水循環基本計画）

- 【委 員】 次に掲げる者から20人以内を市長が委嘱
- ・学識経験者 ・関係行政機関
 - ・住民代表 ・事業所代表
 - ・公募

- 【任 期】 2年間 ※現行委員の任期は、令和6年8月29日～令和8年8月28日

大野市水循環基本計画（抜粋）

推進体制図

【大野市水循環推進協議会】

水循環に関わる様々な主体で構成し、それぞれの主体が水循環や水文化の保存・継承に関して取り組む立場から、情報提供や報告を行う他、本計画について定期的に評価を行い、必要に応じて評価結果を踏まえて計画の改善を行う。

